

## 学校いじめ防止基本方針

### 1 いじめの定義

平成 25 年 6 月 28 日公布「いじめ防止対策推進法」

第二条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該児童の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

### 2 いじめ問題に関する基本的な考え方

いじめはどの学校・学年・学級においても起こる可能性があり、人として許されない人権に関わる重大な問題である。いじめを受けた児童は教育を受ける権利を侵害されただけでなく、その心身の健全な成長を阻害され、生命または身体に大きな影響を生じさせる場合もある。

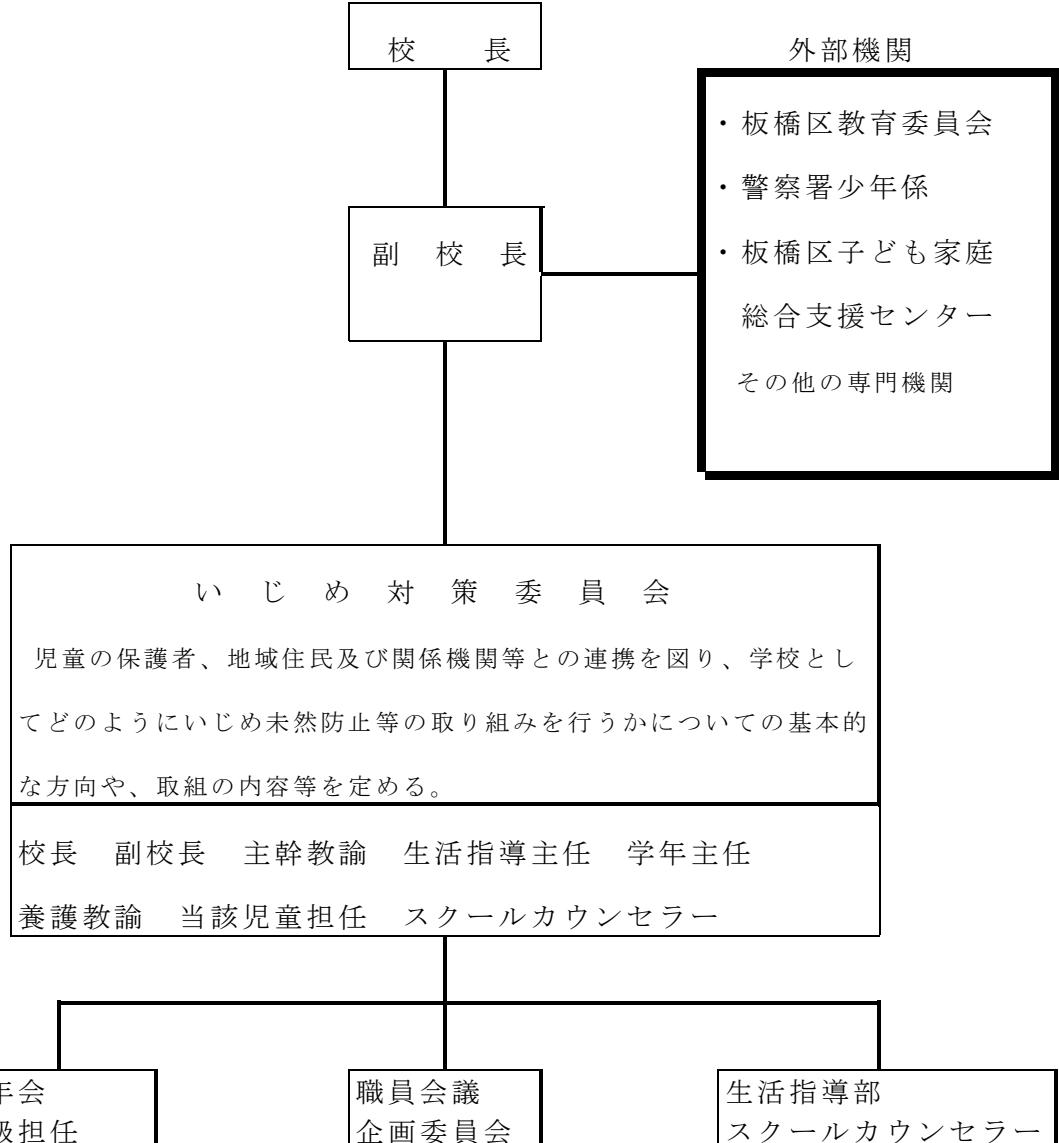
すべての児童が、いじめを行わず、児童も教員も、地域や家庭でも、いじめを見逃さない放置しないという共通理解の下に、次の方針により対策をたてるものである。

ア：教員相互の情報交換と助言を基に、いじめに対する共通理解を深め、学校全体が一丸となって取り組む。

イ：いじめの防止または早期発見と解決のために、いじめについての啓蒙活動を児童や保護者に対して行う。いじめに対して、児童、教員、保護者全てが「見て見ぬふり」をせず、声を上げられる学校作りを進める。

ウ：いじめが起こった場合には、当該児童、保護者、地域住民、関係諸機関と連携を行いながら、早期解決と被害者のケア・加害者の指導とケアに取り組む。

### 3 学校内組織



### 4 毎月の取り組み計画 (あいさつおよび道徳・学級活動については日常的に行う)

(学校だより 学年だよりは年間を通して発行)

4月	職員会議での方針確認 保護者会での説明 なかよし週間	10月	いじめ対応研修
5月	生活指導全体研修会 いじめ防止に関する授業	11月	なかよし週間 いじめ対応研修 ふれあい月間アンケート マラソン大会 道徳授業地区公開講座
6月	いじめを題材に指導する重点月間 いじめ対応研修・さくらっ子まつり ふれあい月間アンケート	12月	人権週間
7月	保護者会 個人面談	1月	学校評価(今年度分) 学級活動の日(土曜授業プラン)
8月	いじめ対策の研修に参加 学校評価(一学期分)	2月	保護者会 いじめ対応研修 ふれあい月間アンケート 学習発表会 なかよし週間
9月	夏季休業明け不安等に関するアンケート いじめ防止に関する授業 (土曜授業プラン)	3月	いじめ基本方針の検証と見直し 新年度計画

## 5 基本対策

A : 未然防止のための対策（いじめを生まない許さない学校作り）

朝礼での校長講話 保護者会や学級懇談での啓発活動 道徳授業 道徳地区公開講座  
人権講話 あいさつ運動 日常の学級活動（話し合い活動 係活動 給食・清掃などの当番活動 生活班活動など）児童会からの呼びかけ・ポスター作成・掲示 なかよし班活動

B : 早期発見（直ちに発見し、見て見ぬふりをしないための取り組み）

6月、11月、2月のふれあい月間のいじめアンケート 日々の観察活動（授業中 休み時間 給食・清掃時など）児童・保護者からの相談 桜川ポストの活用 教職員相互の情報交換（生活指導夕会等） SOSチェックリストの活用 S Cとの情報交換  
H y p e r — Q U の実施・分析

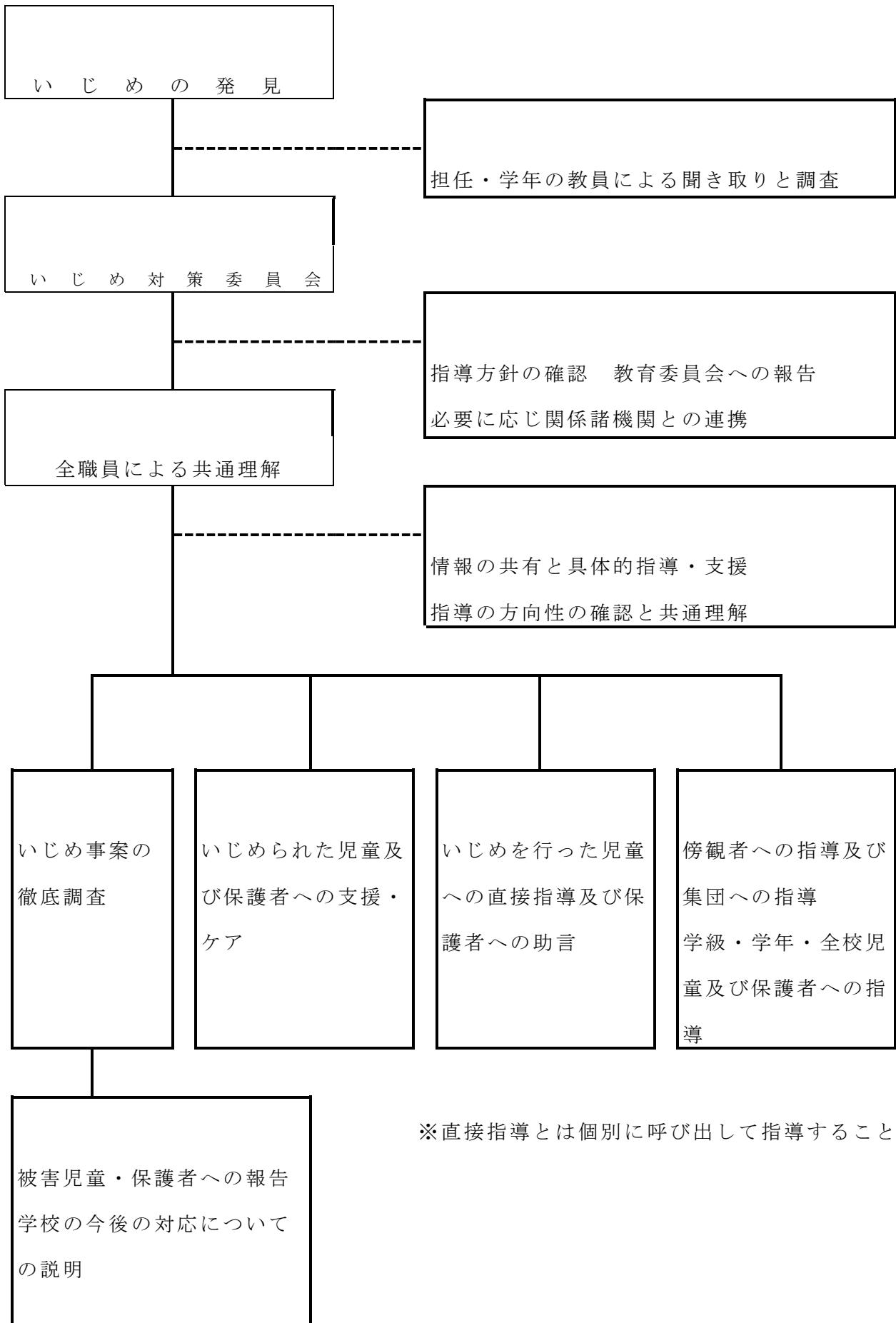
C : 早期解決（いじめを早期に解決し、繰り返さないための対策）

いじめ対策委員会の開催（該当児童・保護者との面談 いじめ事案についての徹底調査 被害児童・保護者の支援 加害児童に対する直接指導 加害児童の保護者に対する助言 傍観者への指導）教員の指導・助言による付き添いとケア SCとのカウンセリング 朝礼での講話 区民・関係機関との連携 必要に応じて対応会議収集

D : 教員の資質と指導力の向上

- 管理職による指導助言（縦・横・斜めの報告・連絡・相談）  
= 管理職→生活指導主任→学年会・職員会議・夕会での情報交換と指導の確認
- 学期一回の研修

## 6 いじめに対する措置



(1) いじめについての相談を受けた場合、いじめを確認した場合は速やかにかつ徹底的に事実を確認する。対応は複数の教員で行う。

担任及び学年職員による事情聴取や児童へのアンケート調査

- ・事情聴取とアンケート調査に基づく事実の確認
- ・管理職への対応と対応策の決定

(2) いじめを確認した場合は直ちにいじめを止めさせる指導を行い、いじめを受けた児童、保護者に対する支援を行い、いじめを加えた児童・保護者に対して直接指導助言を行う。学年会・生活指導部・いじめ対策委員会で状況を確認し、指導・ケアの方向性について確認し、担任とともに指導・ケア・助言を行う。

(3) いじめを受けた児童が安心して登校することができない場合には、保護者と連携をとりながら一定期間別室で学習する措置をとる。

※またいじめを行った側の児童に対しても、指導を行っても改善があまり見られない場合には、いじめを受けた児童の人権に配慮しつつ周囲の児童への影響を考えて、一定期間別室で学習する措置をとる。その際スクールカウンセラーと協力しながら、いじめを受けた児童へのケアに努める。

(4) いじめの被害者・加害者間での争いが生じないように、いじめについての情報を共有しながら解決に努力する。

※加害者側にも過去の被害体験から、加害者になってしまふ場合もある。加害者の状況も十分に調査し、二度と起こさないように指導・助言をしていく。

(5) 犯罪行為として扱われる重大事件については、教育委員会や所轄警察署と連携して対応する。

(6) いじめを見て見ぬふりが、いじめを助長することも児童に理解させ、いじめを知らてくれた児童の安全も守ることを約束し、サポートしていく。

※傍観者になってはならないことを、繰り返し指導し、通報する勇気を讃め、通報する児童のプライバシーや安全に十分配慮する。

## 7 重大事態への対処

いじめによって児童の生命・心身・または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められる場合、また学校を長期間に渡って欠席せざるを得ないような場合には以下のような対応をとる。

- (1) 速やかにいじめ対策委員会を招集し、情報の収集と対応について協議する。全員のメンバーが揃わない場合には、校長・副校長と臨時で集まることのできるメンバーで緊急の対応を協議し対応する。
- (2) 速やかに教育委員会に報告し、学校と教育委員会が一体となって対応する。また、関係諸機関、医療機関、PTA、民生児童委員等と連携して取り組みを進める。
- (3) 事実関係を明らかにするために、当該児童への調査とともに児童へのアンケートを行う。
- (4) 調査によって明らかになったいじめの実態に対しては、噂や誤解に基づく混乱を防ぐために保護者会を開いて対応することを検討する。さらに保護者会を開催した場合には、事実関係の説明だけでなく今後の対応方針などを説明し、地域・保護者の依頼を協力する。
- (5) 被害児童に対しては、複数の教職員による保護と付き添い、担任・学年の教員・スクールカウンセラーによるケアを行うように十分配慮する。
- (6) 加害者の行為の背景に、過去のいじめの被害者になった心の傷の影響がある場合には、十分反省、謝罪させた後、必要に応じて心のケアを行い、二度と起こさないように指導していく。

## 8 取組に関する点検と改善の方策

保護者・地域の理解と協力を得て、いじめを生まない学校作りのために、以下の二点について学校評価で討議する。

「いじめ・不登校・問題行動等の予防や対応に努めた。」

「人権に対する問題を正しく理解させ、人権感覚を高める指導に努めた。」

## 9 関係諸機関

・板橋区教育委員会	0 3 - 3 5 7 9 - 2 6 4 1
・板橋区教育委員会学校緊急対応チーム START	0 3 - 3 5 7 9 - 2 6 6 4
・板橋区教育委員会いじめ110番	0 3 - 3 9 6 4 - 1 3 7 0
・板橋警察署少年係	0 3 - 3 9 6 4 - 0 1 1 0
・北児童相談所	0 3 - 3 9 1 3 - 5 4 2 1
・巣鴨少年センター	0 3 - 3 9 1 8 - 9 2 1 4
・板橋区子ども家庭支援センター	0 3 - 3 5 7 9 - 2 6 5 6
・文部科学省「24時間いじめ相談ダイヤル」	0 5 7 0 - 0 - 7 8 9 1 0
・法務省・人権擁護局「子どもの人権110番」	0 1 2 0 - 0 0 7 - 1 1 0
・東京都教育相談センター「いじめ相談ホットライン」	0 3 - 5 3 3 1 - 8 2 8 8
・東京都児童相談センター「東京子供ネット」	0 1 2 - 8 7 4 - 3 7 4